

# 法教育推進協議会 第33回会議 議事録

第1 日 時 平成25年7月10日(水) 自 午前10時00分  
至 午後 零時14分

第2 場 所 法務省5階会議室

佐久間官房付 それでは、予定された時刻になりましたので、法教育推進協議会を開会させていただきます。

3月に開催された第32回の会議後、委員の皆さんの任期が満了となっており、今回は、再任の方、新任の方を含め、新規メンバーの方々で行う初めての会議となりますので、座長が選任されるまで、事務局のほうで議事進行を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

申し遅れましたが、私は法務省大臣官房司法法制部の官房付をしております佐久間と申します。よろしくお願いたします。

最初に、法務省大臣官房司法法制部長の小川から、委員の皆様に御挨拶をさせていただきます。

小川部長 おはようございます。委員の皆様方にはお暑い中この協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。私は司法法制部長の小川と申します。新しい委員の皆様をお迎えして、新しい期の法教育推進協議会の初回ということになりますので、開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、日頃から法教育の普及・推進に多大なる御協力をいただきまして、ありがとうございます。法教育推進協議会は、法律や教育の専門家をはじめとする各界の有識者に御参加いただき、平成17年から開催されております。これまで法教育の教材の作成や法教育に関する懸賞論文の募集など、様々な視点から法教育の普及に取り組んでいただけてまいりました。我が国における法教育の推進においてこの協議会の果たしてきた役割は誠に大きく、皆様の活動を通じて法教育の重要性の認識が広まり、新しい学習指導要領に法教育が盛り込まれるようにもなりました。皆様の御協力に改めて御礼申し上げます。

しかしながら、他方で、新しい学習指導要領が平成23年度から順次全面実施されている中で、学校現場における法教育に新たな課題も見えてきたところです。また、今後は子どもたちだけでなく、成人のための法教育の普及についても力を入れていく必要もございます。我が国社会に真の意味で法教育が根付き、国民一人ひとりが法的なものの考え方を身に付け、自由で公正な社会の担い手となるためには、今後の更なる取組が重要でございます。法務省としても引き続き積極的に法教育の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ぜひとも法教育推進協議会の皆様の御指導・御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いたします。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

佐久間官房付 先ほども申し上げましたが、この度、法教育推進協議会の委員の皆様の新しい任期が始まりました。再任の方もいらっしゃいますが、今回新たに委員に御就任いただいた方もおられますので、今日はすべての委員の皆様から簡単な御挨拶と自己紹介をいただきたいと存じます。

では、磯山委員、よろしくお願いたします。

磯山委員 静岡大学教育学部の磯山恭子と申します。よろしくお願いたします。

稲川委員 この度、最高検の総務部長に就任しました稲川と申します。よろしくお願いたします。

江口委員 筑波大学の江口と申します。委員、ちょっと長すぎるような気がしますけれども、

もう少し頑張りたいと思います。

小野寺委員 最高裁判所総務局におります小野寺と申します。引き続きよろしくお願ひいたします。

笠井委員 京都大学大学院法学研究科の笠井と申します。民事訴訟法という裁判の手續に関する法律を研究しております。よろしくお願ひいたします。

小粥委員 一橋大学で民法を教えている小粥と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

高橋委員 日本司法書士会連合会の高橋と申します。福島県司法書士会に所属しております。よろしくお願ひいたします。

中井委員 法テラス本部の情報提供課長をやっております中井と申します。この4月に着任ということで、新任ということになります。もともと総務省からの出向というちょっと珍しいパターンでございますけれども、よろしくお願ひいたします。

橋本委員 福井大学の橋本と申します。社会科教育並びに法教育の研究をしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

樋口委員 文部科学省の樋口と申します。引き続きよろしくお願ひいたします。

古屋委員 東京都教育庁指導部の古屋と申します。法教育を担当しております。また、東京都でも法に関する教育の推進の中で公開授業等を行いますので、御案内させていただきますので、ぜひ御指導よろしくお願ひいたします。

村松委員 弁護士の村松剛と申します。日弁連の市民のための法教育委員会で事務局長を務めております。どうぞよろしくお願ひいたします。

佐久間官房付 委員の皆様、ありがとうございました。

なお、本日は御欠席ですが、安藤和津委員、神谷説子委員にも引き続き委員をお願いしております。

それでは、座長の選任に移りたいと思います。どなたか適任の方の御推薦をいただきたいと思いますが、どなたか御推薦ございますでしょうか。

村松委員 前期に引き続きまして、笠井委員にお願いできればと思っております。

佐久間官房付 ただいま笠井委員の御推薦がありました、いかがでしょうか。

それでは、笠井委員に座長をお願いすることに決まりました。これから先の議事進行については、座長に選任された笠井委員にお願いしたいと思います。

笠井委員にはこちらの席にお移りいただきたいと思ひます。

(笠井委員、座長席へ移動)

佐久間官房付 司法法制部長の小川は所用のためここで退席させていただきます。

(小川司法法制部長 退室)

笠井座長 それでは、御指名でございますので、引き続き座長ということで、お引き受けいたします。司会役でございますので、皆様に活発な御議論をしていただけるよう尽力いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から本日の議事と配布資料の御説明をお願いいたします。

佐久間官房付 事務局から今日の議事及び配布資料について御説明いたします。本日の議事は、議事次第のとおり6つございます。また、配布資料は6点ございます。御確認ください。

まず、資料1は、議事(1)、京都大学大学院法学研究科、土井真一教授から御講演いただく際に用いる資料でございます。

資料2は、議事(2)、中央大学法科大学院生から、昨年度実施された多摩少年院における法教育出前授業について、実践報告をいただく際の資料でございます。

資料3は、議事(3)、法教育懸賞論文コンクールにおける応募要領(案)でございます。

次に資料4、議事(4)です。小学生向け「法教育」教材の冊子化プロジェクトについてでございます。

資料5、これは議事(5)です。「中学校における法教育の実践状況に関する調査研究」における調査票(案)です。

最後に資料6、議事(6)、平成25年度法教育シンポジウムin札幌のチラシです。

資料は以上6点です。

笠井座長 それでは、最初の議事に入りたいと思います。

本日は、京都大学大学院法学研究科の土井真一教授及び中央大学法科大学院の学生の皆様にお出でいただいております。

最初に土井教授から、「道德教育の充実と法教育」ということで、御報告をお願いいたします。

土井教授は、平成19年4月まで本協議会の委員として数々の取組に関わってこられまして、その後も法教育に関する高い知見を活かされまして、法教育の一層の普及推進に取り組んでおられます。また、本年の4月から文部科学省主催の「道德教育の充実に関する懇談会」の委員をお務めになっておられまして、道德教育の更なる充実のために御尽力になられています。

本日は土井教授から道德における法教育との関係についてお伺いできると伺っております。では、よろしくをお願いいたします。

土井教授 本日はお招きいただきましてありがとうございます。法教育推進協議会は久しぶりでございまして、十分な報告ができるかどうか分かりませんが、道德教育の充実と法教育ということで、30分から35分程度お話をさせていただきたいと思います。

まず、道德教育の充実に関する議論の状況でございます。道德教育の歴史を語れということになりますと、1871年の「学制」とか修身の教科化に遡ることになりますし、戦後でも修身の廃止、1958年の道德の時間の設置など丁寧に御説明する必要があるのでしょうか、本日はさして時間もございませんので、近年の道德教育に関する議論の状況だけ簡単に御説明をさせていただければと思います。

道德教育の充実ということが本格的に議論されてきたのは、政治状況との関係もでございます。最初の流れとしては、小泉内閣、あるいは、第一次安倍内閣の頃に、平成18年、教育基本法の改正がありまして、それを受けて平成20年3月に現行の学習指導要領が定められたわけでございます。その中で法教育関連と道德の関係で言いますと、中学校の学習指導要領の道德の中に、レジュメにも書いてございますように、「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ、義務を確実に果たし、社会の秩序と規律を高める」とか、「正義を重んじ、誰に対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める」といったような文言が含まれておりまして、道德教育の充実の中に法教育的なものが取り入れられたというのがこの段階でございます。

さらに、平成20年、当時、教育再生会議というのがございまして、そこでの議論などを踏まえて、平成20年8月から21年9月まで子どもの徳育に関する懇談会が開かれており

ました。私はこれにも委員と参加して、徳育について議論がなされたわけですが、こちらは安倍内閣が総辞職されたということもありまして、最終的には「子どもの徳育の充実に向けた在り方について」という報告書をまとめることで一段落がついたという会議でございます。

その後、平成25年2月26日、第二次安倍内閣におきまして、教育再生実行会議が「いじめ問題等への対応について」という第一次提言を出されました。直接には、当時問題になっておりました、いじめ問題あるいは体罰問題にどのように対応していくかということで、緊急に提言が出されたわけですが、その中で道德の問題が取り上げられておきまして、「心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道德を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。」といったことが提言されました。これが道德教育の充実に向けた取組を求めるものであって、教科化ということが議論に上ってきたということになります。

これを受けまして、平成25年4月から道德教育の充実に関する懇談会が開かれまして、今後の道德教育の充実方策について検討しているところです。具体的には、まず最初に「心のノート」に関する問題が議論として先行しております。「心のノート」の全面改訂を行うことになりまして、その改訂の基本的な考え方を既に決め、現在、改訂作業が行われております。秋には目処がつくと思います。その後、来年4月から、一時中断されておりましたが、この「心のノート」の小中学生全員に対する配布が行われる予定でございます。

「心のノート」改訂の基本的な考え方が決まったこともございまして、この改訂作業と並行して道德の教科化に関する論点整理が始まっております。まず、現在行われております道德の時間を要とする道德教育の現状をどう見ると、それにどういう問題点があるのかということについて把握に努めております。その中で、道德を教科化する場合に、教育再生実行会議の提言にもございますように、新たな枠組みという限定もかかっておりますので、それとの関係でどういう問題があるのかということについても議論が進められております。

例えば、教科書等の教材をどうするかという問題、それから、評価をどうするかという問題、それから、教員免許あるいは教員養成をどうするかという問題、それから時間数ですね、週どれぐらい道德に当てるかといった問題、あるいは、どういう内容の教育を行うべきかといった議論が始まっているということでございます。議論が始まってまだ数回程度ということもございますので、こういう方向でやるということまではまだ至っておりません。法教育との関連では、平成25年6月に、自民党の文部科学部会のプロジェクトチームで、高校に新科目「公共」を導入してはどうかという提言がなされているところでもございます。

本日の課題は、こういう状況を踏まえて、道德教育と法教育の関係をどのように考えるのか、あるいは、道德教育の中で法教育をどのように位置付けるべきかということが私に与えられた課題でございます。ただ、私自身、道德教育の充実に関する懇談会の委員として参加しておりますが、懇談会の議論状況を客観的に整理して報告できる立場でもございませんし、そういう能力もございません。そこで、あくまでこれらの会議等で様々学んだことを踏まえつつ、私個人の考えとして道德教育と法教育の関係をどう考えるかということについて述べていきたいと思っております。

2ページ目でございますが、道德教育と法教育をどう考えるかということを考える上では、そもそも道德と法をどう考えるかということを検討しないといけないだろうと思っております。ただ、この問題は、法学の先生方だったらお分かりのように、法律学においても最も難しい問

題で、この点について何らかの確定的な解決策が出るというわけではございません。しかし、議論状況のある程度整理しながら、見通しはつけたほうがいいだろうということもございまして、少しお話をさせていただきます。

まず、道徳と法ともに共通性はございます。何が共通しているかということ、基本は社会秩序を維持し人々の行動を規律する社会規範であるという意味において、道徳も法も共通のものでございます。このほか慣習とかいろいろなものもございまして、共通の社会規範であるということです。人々の行動を規律する社会規範であるという意味で共通なものですから、用いられる用語が道徳の領域と法の領域で共通のものが結構ございます。例えば、基本概念になる「権利」、「義務」、「責任」といった用語は道徳でも用いられますし、法でも用いられます。あるいは、道徳や法で問題にする価値概念につきましても、「幸福」とか「自由」、「自律」、「公正」といったような基本的な価値概念も、道徳においても法においても共通して用いられることとなります。

さらに、具体的に規範の内容を見てみましても、道徳と法の規範内容が共通の部分も多くございます。例えば、「人を殺してはいけない」というのは、道徳規範であると同時に刑法規範ですし、「盗んではならない」とか「嘘を言ってはならない」といったようなものも、法の規範内容であると同時に道徳の規範内容であるということになっております。したがって、道徳を教えているのか、法を教えているのか、区別がつかないというのはそのとおりでして、基本的な規範内容になればなるほど、お互いは重複するというところだろうと思います。

ただ、そうは言いましても、道徳と法の間には違いがございまして、それは規律領域が異なっている場合もございまして、規範内容が相反している場合もございまして、例えば、規範内容が相反している場合としては、法が、例えば、怪我をした人間、あるいは、事故に遭って大怪我をしている人間に対して輸血を求めるといったことがあったとしても、神は輸血を大罪だとお考えになり、地獄の業火がふさわしいという命令を出されると、そういう考え方もあり得るわけですね。そうしますと、宗教の規範と法の規範は相反することになります。これは道徳の場合も同じでして、常に道徳の規範内容と法の規範内容が合致するわけではないという矛盾の問題が生じることもございまして。

あるいは、電車に乗っていてお年寄りに席を譲るかどうかというような問題については、道徳では重要な問題になるかもしれませんが、恐らくなるのだと思いますが、法がそれを強制するかということ、現在では強制していないということですので、何となく法はこういうことを規律するものだと、道徳はこういうものなのだという区別があるかのようにも見えるということでございまして。この辺りが非常にコアの部分で共通の部分を持ちながら、ずれがあったり、矛盾が起こるということがあるものですから、道徳と法をどう考えるのかというのは難しい問題になっているわけです。

この区別について伝統的な考え方が、そこに「伝統的な区別」として挙げているものでして、法を外面性から見る、道徳を内面性から見るというものでございまして。外面性というのは、基本的には法は外的行為を規律し、結果を志向するのに対して、道徳は良心、内心を規律し、動機を志向すると、そういう区別でございまして。これは、代表的な倫理学者、例えばカントなどでも説かれて代表的な考え方でございまして、歴史的には古くは宗教戦争に遡る問題でございまして。この区分の根源は信仰の自由、取り分け宗教的関与、トラランスの問題として議論されていたわけです。

道徳の問題あるいは法教育の問題を考える上で重要かと思しますので、少し立ち入って説明をしますと、基は宗教、信仰に関わる問題で、信仰をどのように考えるのかというのが、当時、激しい宗教戦争の中で検討されたわけです。信仰というのは、神を信じて受け入れることであると考えべきだと。信じるということを純粹に考えていきますと、信じているかのように振る舞うことは信じていることではない、そういう区別が生じるわけですね。そうすると、強制によって可能になるのは信じているかのように振る舞わせることだけであって、信じるということは強制によっては実現できないのだという考え方に到達するわけですね。

これは信仰だけではありません。例えば愛という価値についても、愛していると周りから見えるような行為を行うことと愛していることは違ふと。そういう動機、内面の問題と、外的行為の問題の区別が出てき、愛を強制することができるかという話になると、それは本人の内面の問題で、彼が自由にそれを選ぶかどうかだから、強制にはなじまないのであると、そういう考え方になっていくわけです。ここのところから、信仰を強制することは許されないのではないかという議論に進んでいく中で宗教的関与が生じてきているということでございます。

したがって、外的行為というのは強制できるとしても、内心を強制することは事実としてはできないのだと。できないことはすべきではないし、また、そういうことをすることが、信仰であるとか愛であるとかいう、道徳的な価値あるいは宗教的な価値を傷つけることになるのであるという立論が出てくるわけです。したがって、自らが善なるものを意思することが重要であると。それが自律なのだし、そういう自律にこそ人格の尊厳があるのだという形で、カント倫理学が完成していくという形になります。これが多くヨーロッパを中心に道徳と法の区別論の根拠として流布していくことになります。

なぜこれを詳しく説明させていただいたかということ、この考え方は、道徳と法を区別はするのですけれども、道徳などはないのだという考え方とか、道徳は人によってそれぞれであるという考え方とは、必ずしも直結しないということなのですね。道徳というものはあるのだと、これが良い生き方であるというものはあるかもしれない。しかし、その道徳を受け入れること、あるいは、その道徳を選びとることは自らの意思に基づいて行わなければならないわけで、それこそが良心あるいは道徳の尊厳なのだという考え方なわけです。だから、道徳というものがあるということは前提にしているという考え方でございます。

それに対して、価値相対主義という更に近代に下って出てくる考え方は、道徳というのは人それぞれであって、いわば好き嫌いの問題であるという考え方も当然出てきます。この二つの考え方は似ているようで違うわけです。後者の考え方からすると、道徳という客観的なものはありませんので、それを考えると、それを教育するといったようなことは考えられないわけですが、今申し上げた考え方ではそれ自体はございます。その意味で、今申し上げたような考え方は、法が尽きたところ規範が尽きたというわけではありません。法が尽きたところから道徳規範が始まるという構成になります。ここのところは十分に議論しておいたほうがいいのだろうと思います。

というのは、先ほども申し上げました電車でお年寄りに席を譲るか否かは法規範ではありません。では、法が尽きたときに規範が終わるかという問題で、完全に価値相対主義的な立場に立ちますと、電車でお年寄りに席を譲るか否かという選択は、デザートにリンゴかミカンかどちらを選ぶかという選択と同じ好みの問題であると。その人の嗜好の問題にすぎない

という形になるわけですが、今申し上げたような伝統的な法の外面性、道徳の内面性の議論は、必ずしもそれを含意しておりません、それは道徳の問題になり得ることになります。

ただ、この考え方がそれでも大きな意味を持ちましたのは、外的行為について規律する必要は、共同生活のために社会的秩序は必要だから外的行為の規律は必要なのだと。その外的行為を規律するためには強制力も必要であり、したがって、法は外的行為を規律する規範として、強制力によって担保されるべきであるという考え方と結びつくわけです。それが法と強制力を結びつけて、さらに外的行為を規律し、秩序を維持するのだと。それは自由の調和であるという伝統的な考え方になっていくわけです。

その反射として道徳はますます内面、内心、まさに心の問題に集中していくこととなります。外的行為は法の規律領域になりますし、そちらのほうは強制力で担保されていくわけですから、道徳の問題は内心の問題となり、心の問題に集中していきます。その結果、後ほど道徳教育のところでも申し上げますが、道徳の対象が、他者との関係とか社会の在り方の問題よりは、個人の生き方、個人の心の在り方の問題に傾斜しすぎる傾向が出てきます。我が国の道徳教育などにもその影響が出ているのではないかと思います。

この点については批判がございます。それが「道徳の多様性」と書いているところでございます。この批判、代表的には法哲学者で私の先生でもあります田中成明先生が強く説かれるところですが、道徳を個人の問題だと限定的に理解するのは必ずしも適切ではないというお立場です。道徳には社会道徳というものもあるのだと。社会の在り方を道徳的に考えることができるはずである、つまり社会の財の分配の在り方とか社会の制度の在り方が道徳的に正しいのか正しくないのかということは問題になるはずである。道徳の問題を個人の在り方の問題に限定していくのは必ずしも適切ではないという批判がございます。

この批判は理論的には、その次の「自然法論と法実証主義」という、これもまた法律学の難しい問題と兼ね合ってくるのですが、一つは法実証主義という立場がございます。これは、法とは何かということを考える際に、事実として国家において妥当している法を法と考えるのだと。例えば、我が国において憲法が妥当している、民法が妥当している、刑法が妥当している、だからこれが法なのだ考える、それがなぜ法かということは考えるなという立場です。それが法である以上は法として受け入れればいいのだし、それを考えることが法を考えることだという立場です。

それに対しては、なぜその法が道徳的に正しいのか、その法を受け入れる道徳的基礎は何なのか、あるいは、現在の法の内容が道徳的に見て正しいのかということが議論できないとおかしいという立場がございます。これが法の領域で議論しますと、自然法論という言葉になるわけですが、英米の法哲学ではこちらを言うよりは、法の道徳性の問題だとしてその種の議論がされます。モラリティ・オブ・ローと言うのですが、現在ある実定法が道徳的に見て基礎付けられるのか、あるいは、法に従うということがなぜ道徳的に正しいのかといったようなことがしっかり議論できるはずだと。その前提は、先ほど申し上げましたように、道徳というのは個人だけの問題ではなくて、社会の制度、あるいは、社会の在り方の問題でもあるという考え方に依拠しているということになります。

このように、道徳と法をどう考えるかという場合には、大きくは外面性、内面性で議論するということと、もう一つは、個人の問題か社会の問題かという視点を介することで、現在ある法というものの自体、客観的なものとしてただ受け入れるだけではなくて、その正しさと



いうことを考える視点を道徳というのは持つはずであると。この2つの大きな考え方があると御理解いただければと思います。

これのどちらが正しいということまで私は学問的に言い切ることはできませんが、ここから示唆できることで道徳教育と法教育をどう考えるかということでございます。まず指摘しておきたいのは、道徳教育と法教育は共通性もございますし、互いに補完し合わないといけないという関係にあるのだと思います。先ほども申し上げましたように、規範であるという意味において道徳と法は共通していますので、規範教育であるという意味において、道徳教育と法教育は共通している部分が多々ございます。概念も似ておりますし、恐らく人間として絶対守らなければいけないような規範というのは、道徳でもあり法であるということになりますので、これを峻別するのはなかなか難しいということもあります。特に小学校ですと、渾然一体として学んでいくということになりますので、共通性はあるということです。

もう一つ、教育の仕方としても似ていることがございます。道徳教育については道徳の時間という、道徳のための特別な時間があるのですが、道徳というのは道徳の時間だけで行うということにはなっておりません。道徳の時間を要として、教育活動全体の中で実施するというのが現在の基本方針でございます。今後、教科化の問題はございますが、この点が大きく変わるというわけではないのではないかと個人的には思います。道徳という教科をつくれれば、そこだけで道徳をやるのだということに多分ならないのだろうなと思っております。これは今後の議論次第です。

道徳の時間以外にも様々な教科、あるいは、学習活動と連携していく必要がございますし、取り分け特別活動といったようなある種の実践的な面と結びつけて道徳規範を学び、それを実際に遵守し、実現していくという教育ができるのだろうと思います。法教育もここは似ております。恐らく法教育の座学だけで何かが出来上がるわけではなくて、他の例えば国語とかいろいろな教科との関連もございますし、特別活動等を通じての実践ということも考えていかなければいけませんし、総合的学習の時間をどう使うかという問題も同じ規範教育として似ていますので、十分連携していく必要があるのだろうと思います。

問題はどのような形で互いに補完していくかということだろうと思います。まず一つ考えておかなければいけないのは、先ほども問題にしました個人と社会です。法と道徳の区別論の、法の外面性と道徳の内面性という区別というのは近代市民社会において根強くある考え方ですし、特に道徳の内面性を説く見解がカントとか代表的な倫理学者によって説かれていることもあって、道徳教育あるいは道徳論にこの考え方が強い影響を及ぼしております。その結果として、道徳教育も個人の問題あるいは心の問題という方向に進む傾向を持っています。私自身は、これは不十分で、社会を問題にせず個人だけを問題にするというのは、社会、個人の在り方全体を考える上において危ない傾向を持っていると思います。

社会の様々な問題を個人の心の問題だと換言する傾向がちょっと強すぎるのではないか。いじめの問題でもそうなのですけれども、心の持ち方の問題にして、心の教育をすれば問題は解決するのであるという傾向を、道徳の先生方皆さんがそう思っておられるわけではないのですけれども、世間がそう思いがちです。しかし、問題の多くは社会の構造から発生している部分もあり、社会と個人の相関の中で出ていっているわけです。だから、あるべき姿を考える際には個人と社会の双方をきちんと考えていく必要があるのだろうと思います。

その意味で、先ほども出ましたように、道徳の中にも当然社会道徳というのはあるのです

が、法が道徳よりも社会制度として認知されているとか理解されているところが多いものですから、法を考えることによって制度を考える、社会の在り方を考えるという要素を十分に採り入れていくべきなのだろうと思います。その意味では、法教育は、今後、道徳教育とも連携を強めていかなければいけないのですが、社会の在り方という意味では、社会科、公民科との関わりも密接ですので、両者とのバランスをとりながら関係を十分にとっていくというのが、法教育の今後を考えていく上で重要なのだろうと思います。

それからもう一つ、これもまた内面・外面二分論と似た問題なのですが、どうしても内面に注目することから、道徳は心の問題、徳、バーチャルの問題に重点を置きます。その結果として多くの場合、性格を問題にすることが多いです。典型的に明るくやさしい元気な子と、ここのイメージですね。こういう子を育てるのだという傾向を持ちます。明るい性格、やさしい性格、元気な性格というのは、みんな性格になっていて、明るい行為、やさしい行為、やさしいのは比較的行為もいくのですけれども、元気な行為とか、行為に近づける、その人のキャラクターのほうに傾向を持つのです。

これは歴史的には理由があります。道徳あるいは倫理の問題について、徳を問題にするのはプラトン、アリストテレスに遡る問題なので、非常に古い問題です。皆さん倫理などでお聞きになったことと思いますが、人間には様々な徳目があってという考え方を出してくるわけですね。この問題の危険性は、まさにアリストテレスの立論などにも出ていて、こういう徳を持っている人間は社会でこういう責任ある地位に付けるべきであるという議論になっていくのですね。こういう徳目を持っているのは武人に向いている、こういう徳目を持っているのは支配者に向いている、こういう徳目を持っているのは商人だと。徳の問題と社会的地位の問題を結びつけるという傾向を当時のギリシャ哲学は持っていたわけです。

ここに現れてきているように、人間のキャラクターを問題にし始めると、良いキャラクター、悪いキャラクターというほうに結びつく危険がございます。これが本当に適切なのかどうかというのは、私自身は少し疑問に思います。明るくやさしい元気な子というのはいい子だとは思いますが、明るさと軽さというのは似ていたりしますし、元気だけが取り柄というのはいかなものかという問題もがございます。私、道徳教育で申し上げるのですけれども、特に小学校の場合ですと、良い子を育てるというイメージが出てくるのです。だから、明るくやさしい元気な子みたいなのが出てくるのですけれども、中学校、高校に進むと大人にしていくというのが教育の問題で、どういう大人にしていくかという話になるのですね。人間、四十になって明るくやさしく元気な四十というのは、人間評価としていかなものかというのが出てくるのは、大人になっていくために道徳を身につけていく、法を身につけていくということと、子どもの頃の良い子のイメージというのは必ずしも一致しないのですね。

そうすると、キャラクターだけを問題にしていいのか、心だけを問題にしていいのかということがあって、私自身、キャラクターとか徳というのは大事だとは思いますが、同時に行為をどう考えるか、規範というものをどう考えるのかという点を重視して、ある段階から発達段階に合わせて移行していく必要があるのだろうと思います。この辺りが道徳教育と法教育が渾然一体していく中で、文化をどのように生じさせて、法教育をしっかりと教えていくことができるかということにつながるのではないかと思います。

最後は一番難しい問題ですけれども、道徳教育を行う場合に、その道徳の内容をどうするのかというのが一番難しい問題でございます。法というのは、先ほど法実証主義という形で

申し上げましたように、善きにつけ悪しきにつけ国家において妥当している法がその国の法だと考えられますので、一応法は肯定されているということです。解釈は様々ございますが、これが我が国の憲法であり、これが我が国の刑法であるということは確立しております。しかし、道德については肯定しておりませんので、人それぞれ様々な道德観があるのも確かでございますし、価値観が多様化しグローバル化が進んでいくことになりますと、様々なモラルリティを持っている人たちがいるということになります。その中でいかなる道德を選んで教育していくのかということが大きな問題になります。

ただ、学校教育として行うことになりますと、我が国の法制度上教育基本法に基づかなければいけませんし、教育基本法は日本国憲法に基づくということになっておりますので、基本的には教育基本法、日本国憲法の枠内で実施されるということになろうかと思えます。それと同時に、法教育も我が国での法教育であるということを前提にすれば、最高法規は日本国憲法ですので、日本国憲法を前提にした法教育がなされるということになりますので、適切に道德教育が行われるのであれば、道德教育と法教育が真っ向から対立するという事は全面的には生じないと思えます。これは期待どおりいただかなければいけないわけですが、その辺りが重要な問題になります。

その際に、憲法は個人の尊重と良心の自由を定めておりますので、これを害さないような形で道德教育あるいは法教育がなされていく必要があるだろうと思えます。その意味では、いろいろと問題点も指摘しましたが、法の外面性と道德の内面性というのは、良心の自由を基礎付ける側面もございますので、この点に十分気を付ける必要があろうと思えます。その意味で、教育方法としては、議論とか考えさせるという方向で法教育も道德教育も基本的にはある年齢以上は行うべきだろうと思えます。

考えさせること自体は大事なことであり、考えさせた結果、その子が最後どういう道德を選択するのかというのは個人の問題だと思います。逆に言いますと、個人の問題だから、何らか考える場、議論の場を設けなくてもいいという話でもありません。その辺りをうまく調整をして教育の機会を設けていくことが、今後、道德教育あるいは法教育の充実に必要なのではないかと思います。今後、道德教育の充実のほうかどのような展開を見せるかまだ分からない状況でございますが、うまく法教育と道德教育が連携をとることができればと思っております。

時間ですので、私の報告は以上でございます。

笠井座長 ありがとうございます。

それでは、今の御報告について、委員の皆様から御質問等いただければと思えます。よろしくお願ひいたします。

小粥委員 ちょっと確認したいところがあるのでよろしいでしょうか。小粥でございます。御講演どうもありがとうございました。大変勉強になりました。また、道德教育に対して土井先生が幾つかお示しになった懸念などにも、私、共感するところがございました。

ちょっと大きな話になってしまうのかもしれないのですが、法教育が必要になっている背景とか理由というのは、私も法律の教師ですので、ある程度想像がつくのでございますけれども、道德教育がこのところかなり積極的に推進される背景なり理由はこういったところにあるのでしょうか。今日は、背景となる政治状況に関するお話を頂戴したわけでございますけれども、土井先生の御認識として、現代の日本において道德教育の必要性が主張さ

れる合理的な理由がどういったところにあるのかとお考えなのかということをお聞きしたいのですけれども。

土井教授 政治的な事情は少し過去に置きまして、教育的にどういうところが問題になっているのかということですが、正直申し上げて現場の先生で道德教育と法教育がきれいに分けられる先生方はほとんどおられないと思います。言葉として「規範意識」という言葉がよく使われるわけです。ルールをしっかり守らせて、責任感を持たせると、その辺が漠然と皆さん方にはおありだと思えるのですね。従来は枠組みだったらそれは道德教育だと言われてきたので、道德教育という形と言われる場合もあるわけですが、法教育という形からしますと、法にも関わるので法教育という言い方もしているということで、現場の先生方は両者をきれいに分けて、こっちはこっちだという考えをお持ちではないのだろうかと思えます。

規範意識が問題になっている理由というのは、現象としてははじめの問題も一つあるのは確かだと思いますが、先生方とお話すると子どもの社会性の問題のような気もするのです。人間関係を築くことがうまくいっていないのではないかという認識をお持ちなのではないかなという気がします。いい意味でも悪い意味でも仲間内で集まって、仲間内の中ではそれなりにルールがあって、やるのだけれども、仲間の外との関係、あるいは、ちょっと広い関係になってきたときにうまく人間関係が形成できない。あるいは、その中でルールを守ったり、責任を果たしたり、相手を尊重したりということがどうもうまくいっていないのではないかと感じておられる先生方はそれなりにおられると思います。

そこで、そういう規範意識とか責任の問題とか、社会性、あるいは、社会参加といったようなものも全部含まれてくるのですけれども、そういうことを何かやらないといけないという形になってきているというのがあるのだと思うのです。それに関わる教育として道德教育が出たり法教育が出たりシチズンシップ教育が出たり、名前はいろいろあるのですが、考えていることは重なっている部分もありまして、その話になっていると思います。

政治のほうは政治のほうでまたいろいろな動きをされているのだとは思いますが。

小粥委員 もうちょっとだけよろしいですか。今日の御報告は、道德教育と法教育をある程度対立的なものとして捉えてのお話だったと思うのですね。そうだといたしますと、今までの法教育の試みに不十分な点があって、それと別のものをやろうとして道德教育がもっと行われるべきだということなのではないでしょうか。それとも、土井先生のお話ですと、両者にそれほど厳密な区別はない、取り組む問題は同じで、必ずしも法教育に足りないところがあるから道德教育が出てきているのではないと言うようなお話だったと思ったのですけれども、両者の関係はどのような感じなのでしょう。

土井教授 私が思いますのは、法教育のほうは新参者でして、道德教育のほうがかっちりしたものがございまして。その分、戦前との関係等もありいろいろな問題を抱えながら動いてきてはいますが、やはり大きな柱としてあったのだと思うのです。その中に法教育が新しい形を提示しながら入ってきているということだと思えます。

そういう順序で考えますと、道德教育は大事なのですけれども、往々にして道德の中に自分が道徳的に正しいと思うことを注入しがちになるのですね。それは先生かもしれませんし、時の政治かもしれませんし、親かもしれませんけれども、自分が正しいと思っていることは道徳的に正しいから、正しいことを教育することは間違っていないという理屈でわあつとい

ってしまう危険がある。そこをそうではないのだということをしつかり押さえてもらう必要があるだろうということ。

それから、先ほど来言っていますように、心の問題とか内面の問題に固着していきますので、社会性という観点からするとそういう心の教育で十分なのだろうかという面もあるわけです。そういう部分を法教育は、同じ規範教育なのだけれども、きちんと補完できるのではないかと。あるいは、社会規範の中でも最も社会制度性の高い領域ですので、そういうところを強調することによって、規範教育としては全体としてバランスがとれるのではないのか、そちらのほうに持っていくべきだというのが私の考え方であります。

小粥委員 どうもありがとうございました。

江口委員 土井先生が答えられるかどうかは別として、道德教育を新たな枠組みから捉え直して教科化するとか、道德教育の充実において法教育の先生を含めて法律論を入れ込もうとするという方向は一定程度成功するような形で動いていくのか、それとも、先ほど言ったように戦前の関係とかカリキュラムの問題とかいろいろあって、そう簡単にはいかないよねと。結局は道德を「心のノート」程度に押さえて、「法と心のノート」とかいう構成に持っていくのか。直感としてはどうですかね。

まあ、頑張って土井先生は法の良さとか法律的な側面とか法教育の側面を入れようとしているのだと思いますけれども、どうですか。

土井教授 そうですね、道德の教科化がどう進むのかというのはもうちょっと議論してみないと分からないというのが率直なところです。教科書にしても、ちょっと議論が出ていて結論はまだ全然出ていませんけれども、教科書にするということになれば、検定教科書制度という話にするのかどうか、検定をどうするのだという議論がありますし、検定教科書制度をとったときに「心のノート」をどう位置付けるのだという話もあり、それは今後詰めていかないといけない話なのです。

私が一番大きな問題だというのは、評価をどうするかというのはものすごく大きな問題ですし、委員の中には教員養成の段階で十分に道德教育の教育をしなければいけないという立場の委員もおられますので、それとの関係で免許制度をどうするのだという議論も出てきます。いずれにせよ、それぞれに大きな問題がありますので、一体どういう枠組みで教科化されていくのかというのは今後もう少し議論してみないと分かりませんし。この懇談会も、ミッションとしては教科化に向けての論点の整理であって、どういう枠組みにするのかというのは次に中教審のほうでおやりになるのかという印象がありますので、少し時間がかかる話だろうと思います。

法教育的な側面がどの程度入っていくかですが、再生会議のほうも法教育、シチズンシップ的なものを採り入れろと言っていますし、中でもそういう議論はありますので、採り入れていくことにはなるのだろうと思います。ただ、それがどの程度になるのかというのは、どの教科あるいはカリキュラムのときも同じで、これも入れろあれも入れろという状態に今後なっていくと思いますので、その中でどの程度のウエートになるのかというの議論してみないと分からないということです。

ただ、この懇談会の動向ではなくて、地方の教育委員会でお話することがあるのです、私は京都府の教育委員会と今お話をさせていただいているのですけれども、京都府の教育委員会でも法教育的なプロジェクトはしたいと、発達段階に沿ってカリキュラム的なものをつく

れないか取り組んでみたいとおっしゃっておられるんですね。話してみると、規範意識の問題とか責任の問題、社会性の問題というのは重要なだけけれども、旧来の道德の枠組みだけで対応できるかという、なかなかしんどくなってきていると。価値観とか生き方は人それぞれの部分があるということを正面から見据えた上で教育をやっついていかないと、空回りするのではないかという印象を持っておられる先生方が増えてきていると思います。それが上から来る話なのか、下から盛り上がってくる話なのかという違いはあるかもしれませんが、結構その方向に動くのではないかと考えています。

江口委員 ぜひ頑張ってください。

村松委員 今日はありがとうございました。

私からお伺いしたいのは、道德教育と法教育の関係です。レジュメで言うと個人と社会という項目の部分で、道德で扱うのは個人と社会両方扱うのだけれども、個人のほうにもどうしても傾注している、そういう傾向があるのではないかという御指摘をされていました。その話は非常に分かりやすかったですけれども、現在の道德教育でも扱う内容は幾つかあって、個人に関する問題とか、人との関係、社会に関する問題も出てきます。

法教育が道德教育に入っていく上で、基本的には道德という社会との関係というところに入っていくことになるのだらうと思います。そこでの価値は個人の尊厳とか良心の自由という話になってくるのだらうと思います。一方、個人の問題、人としてどうあるかという問題は、個人の尊厳の価値は当然妥当しますけれども、それだけではないほかの価値も出てくるのだらうと思っています。法教育を入れていく上で、個人の問題について法教育はタッチしないという話なのか、それはある程度入りつつも法教育の価値以外の別の価値も今までみたいに入っていくということなのか、その辺どういうイメージを持たれているのか教えていただければと思います。

土井教授 個人の生き方の問題それ自体について法からこういう方向が導かれるのであるという議論をするのは、現在の立憲主義的な法体制を前提にした法教育を考えた場合には難しいと思うのですね。そういうやり方ではなくて、学校教育として個人の在り方を問題にするというのがどの枠組みで行われなければならないのか、あるいは、こういう議論が行われているということは、どういう前提条件が守られなければならないのかといったことを明確にするというか、個人における道德教育をモニタリングすると言いますかね、境界付けるという役割を法が持たないといけないのだと思うのですね。

例えば、先ほど申し上げたようにお年寄りに席を譲るとかいろいろな徳目はあるわけです。それがあつ種の生き方に関わつたりするわけですね。それを教えていくのだけれども、その教える意味というのが、これは強制できるようなものではないのだと。一つの生き方としてそれぞれが選んで取つていかないといけない問題なのだと、そういうふうな社会では考えられているのであるというところを教えた上で、それをする必要があるのだと思うのですね。

その意味では法教育的なものが関与した上で、個人道徳的なこともやらないと、先ほど申し上げたように、自分が正しいと思うことが道德である、正しいことを教えるのは何が悪いという議論になっていく可能性があるのだ。だから、教えるべき内容を規定していくというよりは、どういう枠組みというか、どういう前提の中でこれが教えられるのか、学ぶことになるのかという点に影響を持たないといけないのではないかと考えています。

村松委員 よく分かつていないのかもしれないのですが、道德教育の中に法教育を入れ

ていくと、個人の生き方、純粹な意味での、まあ「純粹な意味」という表現が良いかわからないですけども、これまで言われてきた道徳的な価値、徳目というものと、社会規範としての法というものが、子どもたちの中でももう少し明確になってくるような方向に行くのではないかなど。そういう教え方をしていかなければいけないのではないか、という理解でいいのでしょうか。

土井教授 善き生き方と善き生き方を可能にする社会という二面があるはずですね。ロールズの議論でもそうですし、要するにリベラリズムの議論はそうなのですけども、自分にとっての善き生き方をしようとする人たちが様々集まったときに、それを可能にする正しい社会の在り方という問題があり得て、それが個人の問題と社会の在り方の問題なのですね。この種の議論をやる学者の特徴は、個人については「善」、「善き」という言葉を使い、社会については「正しい」という言葉を使って、ジャスティスとジャスティス以外の問題だときれいに区分されるわけです。そこまではっきり区分しないにしても、二つはあり得るので、道徳の問題とか規範の問題を全体として考えようとする、この二つを射程に入れないと、心の問題、善き生き方だけを議論するのもおかしいし。

このところに善き生き方というのはないのだと、正しい社会の在り方は議論できるけれども、善き生き方は個人の好みにしかすぎないと言ってしまうのも極論なので、議論を二つに整理した上で、それぞれの射程を明らかにして、その中で教育ができることはどういうことで、その中で一人ひとりが学んでいくというのはどういう意味があるのかと。この点については違反したら強制されてでも実現しなければいけない点ですと、この点についてはいろいろな考え方を我々は提示できるけれども、最後それを選び取って生きていくのは君たちの責任だからねと言わないといけない部分をきちんと整理した上で教育しないと、おかしいことになるのではないですかと、そういう趣旨です。

村松委員 分かりやすく教えていただきありがとうございます。

樋口委員 今日はありがとうございました。

今の議論を伺っていますと、小学校、中学校における道徳教育、あるいは、その教科化をどうするのかと、その辺りの議論のようにも聞こえたのですけれども、高等学校においては現在も道徳教育の時間はございません。その中で、高等学校の道徳教育として、人間としての在り方生き方教育の中核的な指導場面として、公民科の現代社会あるいは倫理等が置かれています。その中で、例えば現代社会などは従前より人間としての在り方生き方教育という形で行われており、今回、法教育の充実という観点から法教育に関する内容とか方法が入ってきたところです。まさに今、先生がおっしゃっておられた道徳教育と法教育を融合する形で、これから何らかの実践等が出てくるのではないかと思っています。

まさに今年から高等学校1年生、公民科、現代社会はスタートしておりますので、どのような実践が出てくるかというところではあるのですが、今の新しい指導要領に基づく現代社会を更にどのような形で改善する方向で、先生が今日おっしゃられた道徳教育の観点も採り入れた、あるいは、道徳教育の中核的な指導場面としての公民科、法教育をつなげることができるのか。もしお考え等ございましたら、教えていただけたらと思います。

土井教授 現代社会の問題については、江口先生等に御指導していただきながら、私も参画させていただきましたので、自分なりにはやれるだけのことはやったと思っておりますので、とりあえずこの方向で現場の先生方に御尽力いただいて工夫していただくという段階だろう

と思います。今はこっちはこう変えてああ変えてという段階ではなくて、まずこれをやっていただいて、その反応を見て変えるべき点は変えていくということだろうと思います。

その際にどういう点にという話ですが、先ほど最後にも申し上げましたように、考えさせるということが大事なだろうと思います。社会科教育の中で記憶が持っているウエートが大きいものですから、私自身は知識は否定しません、知識を使って考えるわけだから。知識なく考えることはできませんので、知識を与えることは大事なのですが、知識の意味を理解させることのほうが大事なのですね。例えば、「自由」とか「平等」という言葉を覚えさせることは大事ですし、条文を覚えさせることも悪いことではありませんが、それよりは自由とか平等の意味は何なのかということを引きちんと考えさせて、その言葉を使って実践ができるようになることが大事なだろうと思うのです。

だから、できるだけそちらの方向に持って行っていただきたいと思うのですが、いかにせん現代社会は時間数が十分あるわけでもなく、経済もやらないといけないし、国際社会もやらないといけないというぎりぎりの中でお願いしている状態ですので、それがどこまでできるのか、あるいは、それをもっと充実させるためにはどのような枠組みがいいのかというのは、やっていただいた結果を見ながら今後検討していくことではないかなと思います。

樋口委員 ありがとうございます。

中井委員 どうもありがとうございます。

ちょっと御講義の内容と外れてしまうかもしれないのですが、資料6に出しています、札幌でのシンポジウムでも基調講演をいただくということで、法テラスも主催者の一人として入ってやるわけでございます。法テラスでもこういった法教育に取り組んでいくことはスタンスとしてあるのですが、正直申し上げて、法テラスが取り組むべき法教育とは何かということがよく固まっていないというのがございます。それで主催になってシンポジウムをやっていたのかという御批判もあるかもしれませんが、ちょっと難しいところがございまして。

もともと法テラスが設立された趣旨は、司法アクセスをよくしていくと。その背景としましては、これまたあまり政治を絡めて単純化するとよろしくないのかもしれませんが、当時の小泉改革で事前規制から事後の紛争解決へと。これは恐らく、「新自由主義」といった言葉もあまり単純化しすぎるきらいはあるにしても、そういった流れの中での話があったのかなと考えております。そういった流れの中での司法制度改革という文脈の中でできてきた組織だと考えたときに、そういった組織が法教育に取り組むことになると、その目指すべき法教育は何かということは何か出てくるのかなというのが最近の大きな部内的なテーマになっておりまして、その辺りで何か御示唆をいただければと思ひまして。

土井教授 必ずしも道德の問題とは関係ないとは思いますが、大変難しい問題で。大きく分ければ、法教育を実現していく際に考えないといけないのは、学校教育と生涯学習の問題がございまして。学校教育ということを想定すれば、学校で行う、学校の先生方が中心になって行うというのが基本ですので、そこに法律家あるいは法テラスがどう関わっていくかというのは、協力という形にならざるを得ないと思うのですね。

私も平成15年ぐらいから法教育をやらせていただいているのですが、学校の先生方は納得されて内発的に協力を求められたときにはものすごく快くやっていただけるのですが、こちら側から押し売り状態になるとシャッターが閉まっていくということになります。



だから、学校教育の中でこういう教育は重要なのだということをまず理解してもらって、その理解がされれば、どういうふうに教育しようかということを実践にお考えになりますので、それを考えられると何が足りないというのが出てきて、そのためにこう協力してくれというのはうまくいくのです。

ただ、これは、私の経験では、最初の頃、江口先生も言われたのですけれども、時間がかかる話なのです。1年、2年で何か計画を立てて、ぽんと出せば実現できるかという、そういう話ではなくて、徐々に浸透して行く中で大きく動いていくという話なので時間はかかります。それは覚悟していただかないといけなくて。まず学校の先生方に理解していただいて、その必要に応じていくという姿勢を示さないと、こちらがいいものだと言うだけでは受け入れられない。それは地道に努力していただく必要があるということです。

生涯学習のほうは、各都道府県あるいは市町村教育委員会がおやりなのですから、いろいろなものがあるのです。対象が様々ですし、年齢層もいろいろありますので、その部分の主体が必ずしも確立されているわけではありません。そうすると、成人に対して法的な基本的な素養を与える教育をどこが中核となってきちんとやっていくのだという状態ではありませんので、弁護士会とか法テラスというところが中心になって、機会を十分つくっていくのだということになれば、かなり主導的におやりになれるのだと思います。ただ、この難点はターゲットがはっきりしないので、なかなかやりにくいのです。

学校教育はターゲットははっきりしていますので、ここの先生方を説得し、この子たちに教えるのだということが明確になるので、主体的というよりは協力という形になるのですけれども、目標は立てやすいのです。しかし、生涯学習は主体的にはできるのですけれども、下手をすれば日本全国に水を撒くみたいな状態ですので、どこで食いついてくるか分からないという話になります。そういう意味で両極なのですから、どちらに重点を置いてどう進められるのかというのは法テラスさんの御判断だと思います。でも、司法アクセスということからすると、紛争に巻き込まれないような基本的知識を一般の人たちに持ってほしいということをお考えなら、生涯学習の部分についてもいろいろなプロジェクトを組んでいけるのは可能なのではないかなと思います。

中井委員 どうもありがとうございました。本日の御講義とはちょっと外れた感じになったかもしれませんが、恐縮でございました。

笠井座長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

すみません、かなり予定の時間をすぎているのですが、私からも一点だけ。

今までの御質問ともかなり重なりますし、繰り返しになるかもしれませんが、今までの小中学校での道徳教育というのは、社会道徳的な面の教育が足りなかったというか、少なかったと御認識でしょうか。人との関係という話になると、社会道徳的なことはある程度されてきたのではないかなとも思うのですけれども、その辺り、これから法教育というものをどうやってそこに関係させていくかということにも関係すると思いますので、御認識を伺えればと思うのですが。

土井教授 社会性の問題というのは、発達段階でどの程度の抽象性を持つのかというのが問題になると思うのです。今までのところ道徳の時間は中学校までしかありません。高校からは道徳の時間はなくて、公民科の現代社会とか倫理でどの程度するかという議論にはなっています。その発達段階の中で友達でも社会なのですね。その辺りの社会性については道徳で

もある程度はおやりです。ところが、だんだんそれが大きくなってきて、学校生活になり、地域になり、国家になりという形で、社会がどんどん広がっていく。社会が広がっていく段階にうまく乗せてこれているかというのが問題で。道德の時間が公民科に引き継がれていくというのはカリキュラム論としてはすごくきれいなのだと思うのですが、今の説明からすると。非常に身近な心の問題から、やがて社会の在り方という形になればそうなっていくのですが、私の受ける印象だと社会科は社会科の先生がされており、道德は担任の先生が基本的におやりになっていて、その目的がうまくつながる形で展開されて授業が行われているかという、必ずしもそうではないのではないかと、私の体験でもそうですし、思われるのが一つです。

それから、道德の時間が問題になっているのは、道德の時間をきちんとしていないのではないかという意見が強いのです。それは実態をきちんと押さえてみないと分かりませんし、地域によって違うのですけれども、ほかの時間に転用してみたり、あるいは、おざなりなことをやっているのではないかという意見もございます。その背景としては、生き方みたいなものを先生がどこまで子どもに対してかけて話させるかというのは、私も「やれ」と言われると大変難しい話になるので自信のなさが出てくる。それに対して、社会的なルールという話のほうが大人にとっては共通のことですので、そこは本当はビシッとしないといけないのですが、そこが渾然となっているものだから、全体としてほわっとした感じの教育しかできていないという問題があると言われれば、それはそうなのかなと思います。

ただ、今申しあげましたように、熱心にやっておられるところはきちんとやっておられますので、全部が全部ではないのですが、結構そういう問題があることを考えると、道德教育の建て直しの中に法的なものをきちんと入れて、先生も自信を持って社会のルールは社会のルールであると言えるようにしていく必要があるのではないかというのが私の印象です。

古屋委員 一点だけよろしいですか。

今のことと関連するのかもしれませんが、道德教育は道德の時間と全教育活動を通じてというお話をいただいたところですが、先生のお考えとして、道德の時間の内容が、発達段階に応じて学習指導要領に示されているのですが、その内容を更に適正に改善する必要があるとお考えなのか。それとも、道德教育全体として、道德の時間を要としながら、全教育活動を通じた道德教育をより一層、法教育の視点も含めながら、充実させていきたいとお考えなのか。いずれかと思ひまして、質問させていただきました。

土井教授 ざっと見させていただきますと、学習指導要領はどの教科も非常によくできているのです。内容自体はそれほど細かく細分化して書かれておりません。抽象的に目標とかねらいが書かれていて、何かおかしなことが書かれているわけでもなく、明らかに足りないのではないかというようなことはありませんので、それほど大きく変えていかないといけないかという、内容についてのイメージはございます。そうは言っても、「心のノート」にしてみても必ずしも道德の時間に使う教材ではありません。家で子どもたちが反省しながら書いたりするということがありますから、授業で何を取り扱うかというのはかなり裁量があるわけですね。

あの学習指導要領のどこにどういうふうにウエートをつけながら、どの程度のことをするのかというのはかなり先生方に任されているところがあって、私が申しあげたようなことが行われているかという、そこはおぼつかないところも多分にあるので、実際に教育の場に

下りていく仕組みとしてどういうことをすればいいのか。例えば教材開発とかいろいろあると思いますが、そちらの工夫をしていくことが重要なかなと思います。

ただ一点言えば、道徳の学習指導要領を見せていただいても、どちらかという義務のほうが重視されている傾向があるので、「権利」とか「共存」を入れていったほうが良いのではないかという印象はありますけれども、それは全体の中で調整していくべきことで、大枠をガラッと変えないといけないのだとは思っていません。

笠井座長 議論が尽きませんが、とても示唆的な御講演を伺い、皆様の充実した議論ができたかと思えます。これで質疑応答を終わらせていただきます。

本日御議論いただきました「道徳教育の充実と法教育」というテーマでありますけれども、教育再生実行会議の提言にも法教育への言及がありまして、当法教育推進協議会としてもこれはきちんと議論をしておかなければいけないのではないかと思います。そこで、学校での道徳教育において、法教育をどういうふうに取り扱うか、両者の関係をどういうふうを考えるかといったことについて、本日のお話あるいは御議論の状況も踏まえまして、更に議論を深めていくことが必要ではないかと考えられます。ですから、このテーマにつきましても、本年度の法教育推進協議会のテーマの重要なものの一つとして、今後引き続いて検討していただければと思いますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。では、そういうことで取り組んでいきたいと思えます。

それでは、土井先生、本日はお忙しいところをどうもありがとうございました。

では、次の議題に移りたいと思えます。

お待たせいたしました。次は、中央大学法科大学院法育教室の皆様から、平成24年度に多摩少年院において実践された授業についての御報告をお願いしております。

では、よろしく願いいたします。

中大法科大学院疋田氏 ただいま御紹介にあずかりました中央大学法科大学院3年の疋田と申します。推進協議会の皆様、本日は貴重な機会を与えていただきありがとうございます。

昨年、我々はCLS法育教室という団体を立ち上げました。私は昨年1年間代表として活動してきました。その中で、ロースクール生として法教育に携わり、中でも多摩少年院で法教育授業を行うという貴重な機会を持ちましたので、本日はそれについて報告させていただきたいと思えます。発表はパワーポイントに沿って進めさせていただきます。

まず、当団体についての紹介を私が、少年院における授業の概要を石川が、それを踏まえた結果と反省を渡邊が、それぞれ報告させていただきます。それを踏まえ、最後に私から総括と今後の展望について報告させていただきます。では、よろしく願いします。

当団体は、2012年5月に設立されました。目的は法科大学院生の立場から法教育の普及・発展に対する貢献を行うということです。CLS法育教室のCLSというのは中央ロースクールの略であります。会員数は、昨年活動していた1期生が20名、本年度2期生は9名になります。会員資格は、中央大学法科大学院の在學生及び修了生となっております。昨年5月に設立しましたので、ちょうど1年と少し経ったところです。昨年は多摩少年院のほか2校の高等学校で授業を行いました。

団体の理念、キャッチコピーとしましては、「話す・聴く・考えるCLS法育教室」となっております。これは、昨年8月に、以前、司法法制部にいらっしゃった丸山検事に中央大学にお越しいただいて法教育についての講演会をしてもらった際に、キャッチコピーをつく

ってみてはどうかと言われまして、作成したものです。社会には、解が1つとは限らない問題が溢れています。私たちは訪れる学校の児童・生徒の皆さんに解の暗記ではなく、多様な考え方を持つ個人同士、自分の意見を伝えつつ相手の意見に耳を傾け、議論によって均衡点を見いだしていくプロセスが重要であると感じてもらいたいと考えております。そうした理念が当団体の「話す・聴く・考える」というキャッチフレーズに集約されています。

我々の活動の仕方ですが、主に班を中心に活動しております。班は性別や学年がバラバラになるように構成されています。1つの班は3名から6名ぐらいで活動していき、その中から班長を出し、班長の下、班ごとに独立し、行き先の決定や教材の開発、出前授業等を行っております。昨年度は3つの班をつくりまして、3か所で法教育の出前授業を行いました。昨年できた3つの班はそれぞれ公法班、刑事法班、私法班ということでございまして、作成した教材の方向によって班が分かれています。公法班と刑事法班は高校に行きました。私法班が少年院に行きました。

後で少年院については詳しく説明しますので、まずは一般の高校に行った班について簡単に紹介させていただきたいと思っております。

公法を題材とする班は埼玉の私立高校に行きました。名称については先方から伏せてほしいという要請を受けておりますので、今回は伏せさせていただきます。テーマは「尊厳死と自己決定権」というもので、尊厳死をめぐるルールについて議論をしてもらおうということを行いました。この中で、尊厳死をめぐる問題に携わる人たちとして、患者と医者と患者の家族というものをだし、それぞれの立場にとって納得できるルールについて考えてもらいました。その3つのどの立場になっても納得できるようなルールを考えてもらうことを最終的な議論の目的としました。この教材を通じて我々が考えてもらいたかったことは、自分と異なる立場に配慮するということです。自分の意見を伝えることにとどまらず、別の立場に立つ人の話も聞き、どういうルールだったらみんなが納得できるのかということについて考えてもらいたいということで教材をつくりました。

次に、刑事法を題材とする班は中央大学附属高等学校に行きました。テーマは、正当防衛の成立が問題となる場面設定について、与えられた事実を評価して、正当防衛の成否を評価、検討するというものです。授業は70名少しを相手に行いました。この生徒たちを10名前後の班に分け、その班に院生が1人ずつついて議論を行いました。ここで伝えたかったことは、前と共通しますが、「話す・聴く・考える」、議論を通じて自分の見方を伝えて、別の班員の考え方を聞いて、どう考えるべきなのかということについて議論する。そういうことを伝えたいと思ってつくった教材です。

次に、班ではなく、団体としての活動について御紹介します。当団体は班がメインなのですが、班は先ほども言ったように5名前後ですので、教材開発に行き詰まることや教材の方向性が一人歩きすることも考えられます。そこで、団体として年に3回ほど、研究報告会と称しまして、会員全員が集まる機会を設けております。これは、班ごとに教材を発表し、相互に意見交換を行う機会です。3回行いますが、主に夏休みに教材のコンセプトの検討、冬休みにほぼ完成した教材の検討を行いまして、出前授業の直前にリハーサルを行っております。研究報告会の際には、当団体の顧問であります弁護士の額田みさ子先生から法教育的な視点で教材についてのコメントをいただいております。

そのほかにも、団体としては学内で法教育の専門家の講師を招いて、広く中央大学の法科

大学院生に対して講演会を行っています。昨年は丸山検事にお越しいただきました。今年は額田みさ子先生にお越しいただきました。

他団体との交流としましては、東大の出張教室と定期的に交流会を開催しております。昨年は、金沢大学の法教育研究部会という法教育をやっている学生団体とも交流会を行いました。

次に、少年院での取組についてお話させていただきたいと思います。

中大法科大学院石川氏 中央大学法科大学院3年の石川陽菜と申します。今日はこのような機会を設けていただき、ありがとうございました。私のほうから、簡単にですが、多摩少年院で行った授業の説明をさせていただきます。

対象としたのは出院準備段階にある少年たちで、その少年たちに対してどのような授業を行うか、まず授業のテーマ設定について説明させていただきます。資料2のパワーポイントの後に企画書を添付させていただいていますが、企画書の1、2ページにテーマ、目的、趣旨について記載してあります。私たちは、少年院における授業で、第1回、第2回と2回に分けて授業を行ったのですが、両者ともに、先ほど説明いたしました「話す・聴く・考える」の実践の場として、また、少年院では定期的に集会が行われているということだったので、そこから発展するものとして、自分や相手の立場に配慮して積極的に話し合いを図ることの大切さを体験してもらうということをテーマとして設定いたしました。実際の授業では、授業で扱う事案の簡単な説明をした上で、2～3班に分かれてグループワークを中心に授業を行いました。

続きまして、第1回目の授業の説明をさせていただきます。第1回目は3月7日、分配についての事例を、少年13名に対して私たち大学院生は8名で授業を行いました。実際の授業の内容ですが、企画書の3ページ目以降に、左上に「別紙1」とある「3月7日の分配についての事例」というのが第1回目の授業の概要となっています。2枚めくっていただいて、「2 用意する資料」というところに添付したのが第1回目の授業で扱った事例です。

第1回目では、無人島を題材とした事例で、限られた状況の中で様々な利益を有する人に対して限られた食糧を分ける方法を考えてもらうという授業を行いました。

次のページにいただいて、左上に「資料2」と書いてあるものですが、こちらが食糧をどのように分けるかという登場人物の設定です。異なる利益状況の登場人物を設定することで、それぞれの利益を配慮することができるようにと考えてこのような設定を行いました。

次のページにいただいて、資料3から3ページ後の資料5までが（模造紙見本）と書いてありますが、これは授業のグループワークのときに話し合いで出た少年の意見などを書く模造紙の見本となっています。

そのあと、資料6から資料8までが、（ワークシート）ということで、少年に配ったワークシートです。

無人島事例においては、どのように食糧を分けるべきかという少年の直感を聞いた上で、その後、グループワークで話し合いを行いまして、最後にもう一度同じ質問を少年にすることで、話し合いの内容が個人の意見にどう反映されるかというのを考えてもらいました。

スライドに少年に書いてもらったワークシートの内容を添付してあります。

具体的にどのような意見が少年たちから出たのかということですが、資料2の後ろ10ペ

ージぐらいにエクセルの資料を添付させていただいています。後ろから10ページぐらいのところに（別紙1-1）分配事例、「少年たちが記入したワークシートの内容1」とありまして、こちらが少年たちが内容を記載したものです。こちらを見ていただければわかると思うのですが、数字で1から13まで振ってあるのが少年の番号で、矢印が表の真ん中にありますが、矢印の左側が少年にまず直感で答えてもらったもので、矢印の右側が話し合いを踏まえた上で個人でどう考えたかということが記載してあります。御覧いただければわかると思いますが、話し合いを踏まえた後で意見が変わる人が大多数いました。話し合いの内容をスライドにも添付しているのですが、話し合いの内容が模造紙にたくさん書かれています。このような話し合いを踏まえた上で少年たちは自分で考えて結論を出すという結果になりました。

続きまして、第2回目の授業の説明をさせていただきます。第2回目は3月14日、契約事例について、少年8名、大学院生8名で行いました。契約事例の企画書は、先ほどの分配事例の企画書の後に「別紙2 契約についての事例」という企画書を添付しております。最初の2ページの表で大まかな流れについて記載しております。次のページからは、少年に配ったワークシートを添付しております。

第1回目の授業の後に少年たちからアンケートをとったのですが、少年たちがもっと難しいものにチャレンジしても大丈夫というような手応えを得たので、当初はもう少し簡単なものを予定していたのですが、第2回目では公序良俗に関する判例を題材に、裁判所でも判断が分かれるような利益対立のある事案を扱いました。具体的には不動産売買について、不当と思われる契約に従うべきかということを考えてもらいました。

資料1（ワークシート）の事例では、練習問題としての位置付けで、明白な暴利行為という事例を扱いました。そちらで契約に従うべきかどうかということ少し考えてもらった上で、メインとなるのは、資料2にいきまして、暴利行為なのかどうか判断に迷うような事例を扱いました。こちらにつきましても、第1回目と同様にまず直感で考えてもらって、その後話し合いをして、最終的に結論を出してもらうという手順を踏みました。

スライドにありますのが、少年が実際に書いたワークシートの内容です。

第2回目の授業につきましても、先ほどのエクセルの資料の後に契約事例について少年たちが考えて書いた内容をまとめたものを添付しております。こちらにつきましても、第1回目と同じような手順を踏んだのですが、こちらは話し合いをした後でもほとんど意見を変えなかった人が多かったです。

今スライドにあるのが話し合いの内容です。いろいろな意見が出たのですが、最終的には自分の考えを補強して同じ一貫した意見をとった人が多いという結論になりました。

簡単ですが、授業の内容については以上です。

中大法科大学院渡邊氏 私は、中央大学法科大学院3年の渡邊大輔と申します。これから私が申し上げますのは、3番のスライドですが、授業の結果と反省ということで、今、石川さんから話していただいた内容の総括の部分をさせていただきたいと思います。

まず、少年院における授業の目的等ということですが、もう一度確認させていただきますと、出院準備段階という最終段階にある少年たち、年齢層から言いますと、17歳から19歳までの男子が主です。題材としては私法的なもの見方、中心となりますのは、利益考慮を主にやっております。目的として、先ほど我々のキャッチフレーズとして申し上げました

「話す・聴く・考える」というテーマをいかに具現化するかというところです。具体的に申し上げますと、自己と他者で、相手の立場に配慮しつつ積極的にコミュニケーションを図っていく姿勢の大切さというものを、これから社会に出ている少年たちに伝えられたなということで、我々としては企画したわけでありませぬ。

授業までの大まかな準備過程でありますが、資料2の一番最後のページに、我々の第1活動年度ということで、2012年中の活動のエクセルシートがございます。先ほど言った公法、刑事法、少年院の私法の3班で、こういったタイムラインで企画をしていったのかということをごちらに書いてあります。

もう一度スライドのほうに戻っていただきまして、少年班のほうで申し上げますと、昨年の6月に法務省に訪問して、こういった団体を設立したということで法務省に御挨拶申し上げたところ、少年院での法教育に取り組んでみないかというお誘いを受けまして、我々としてもそれに対して積極的なものを感じましたので、8月にその打合せを行うと。8月に矯正局の方と打合せをさせていただきました。9月に実際に現場を訪問して、少年院の状態を見せていただくと。昨年の2月、これは大分時間が空いておりますが、法科大学院生と言いましても、日頃の勉強もでございますので。ただ、その間いろいろな企画を温めつつ、2月に教材の作成を本格化させたと。3月に少年院へ事前訪問、あるいは、2回の授業を行ったということでもあります。

準備過程に関して、後の反省にもつながってくるのですが、少年院を昨年の9月に訪問しているのですが、実際の授業に至るまでに少年と接する機会がございました。授業の内容に関しても、現場の法務教官から少年たちのプライバシーにわたるものでなければ自由に設定してもらって構わないと。この自由というのもなかなか大変なものでございまして、中身をどのようなもので設定したらいいかという草分けの部分もありますので、我々としても迷うところは大きかったです。

次に、実際に授業に参加してくれた少年たちの感想をまとめてあります。簡単に申し上げますと、おおむね好評をいただきました。1回目の授業に関しては、「自分の言った発言、ほかの人の発言、どれにも一理あるということがよくわかっていたので、発言しやすかった」、あるいは、「大まかな部分は似ていても、人それぞれ考え方は違うものだし、だからこそ話し合いを通じて意見を調和させていくのだと思った」、あるいは、「大学院生のフレンドリーさで、皆が参加できるような話し合いができて、良い体験をさせていただいた。感謝の気持ちで一杯である」という形での感想がありました。

また、2回目の授業についても、「話し合いの大切さは前回でよくわかっていたので、今回はより深く考えて話し合うことを意識した。楽しかったです」と、この方は2回とも授業に出られた方です。あるいは、「すごくためになりました。ありがとうございました。個人的にもっと難しいことを学びたいですが、対少年院生と考えるとちょうどいいと思います」。先ほど2回目の授業のお話がありましたけれども、少年院生のほうがむしろレベルを上げてほしいと言ってくれるほどでした。ただ、レベルを上げるといっても、レベルの在り方というのは難しい部分もありますので、我々としても悩んだ部分であります。それから、「話し合いの大切さが結構わかった気がします。ほかの人の話を聞いたりして、一番良い意見は何かみたいを決めるのは楽しいです」といったような感想が挙がっていました。

ちょっと変わらまして、我々参加した会員の側の感想はどうであったかということをごちら

かにまとめさせていただきました。先ほども申し上げましたとおり、授業内容を自由に設定できることがかえって災いしてしまったと言いますか、少年たちの理解度を気にしすぎまして、あるいは、家族、学校に触れないほうがいいなどと考え方を狭めてしまったために、事案の作成に手間取っておりました。直前期の模擬授業の中で何を伝えたらいいのかわからないと、団体の中で手厳しい指摘を受けたりしていたのですが、そうした中でようやく伝えるべきテーマをメインに教材を作成していくということが決まり、班としての方向性もまとまっていったということでもあります。

実際の授業に臨んでみて、少年たちに関して法務教官から最初に伺っていたのは、中学卒業程度の理解力であるということ、我々としても、中学校、高校での経験もそうですが、自由に議論をしてほしいと言われても我々も苦手だった部分もありますし、授業中どのぐらい発言があるのかというのを非常に危ぶんでいたところではありますが、実際にやってみると理解力も非常に高いですし、議論も闊達に参加してくれるということで、一般の高校生と比べても遜色のないレベルであったと申し上げて差し支えないのかなと思います。グループの議論でも、当方の事前の想定を上回る多様な意見や理由付けがかなり出ておまして、この辺は我々としても非常にうれしいことでありました。少年たちとしても、自分で挙手して発言するなど積極的に授業に参加してくれたように感じました。

こうした少年たちの状況、あるいは、我々の感想も含めてまとめなのですが、総じて、出院準備段階にある少年たちは高い理解力を有してしまっていて、年齢の近い我々法科大学院生との交流が新鮮であったこともあったためか、非常に積極的に授業に参加してくれました。当方が授業の目的とした、先ほど申し上げました「相手の立場に配慮しつつ、積極的にコミュニケーションを図ることの大切さ」については、おおむね少年たちに伝えられたのではないかと我々としては考えております。

一方、課題もございます。中でも一番難しいのは準備段階ということでもあります。その準備過程では独自の問題があると。我々が行ったのは多摩少年院というところで、比較的少年たちのレベル、「レベル」という言葉で申し上げるのはいけないのですが、少年たちのレベルが高いということがあります。一方、日本国内にも様々な少年院がございまして、少年院ごとに少年たちのレベルも様々であるということです。これから少年院での法教育が開かれた形で行われていく中で、実際に子どもたち触れ合う機会というのはなかなか難しいところがありますので、授業内容や教材のレベルを事前に想定するのが難しいところはあるのかなと思っています。

また、当団体による年一度の授業ということで、出院準備段階から出院に至るまでということで、非常に多くの少年たちが社会に出て行くわけですけれども、年に一回という機会だけでは、いかに法科大学院生による少年院での授業が意義深いと申したとしても、なお多くの出院準備段階にある少年たちに対応できないという現状があるのではないかなと考えております。

私からは以上です。

中大法科大学院正田氏 では、最後に少年院での活動を踏まえ、総括と今後の展望について、私のほうから報告させていただきたいと思います。

法科大学院生による少年院出前授業の意義につきましては、先ほど渡邊さんのほうからありましたが、私のほうでもう一度整理しますと、少年院側のメリットとして考えられるのは、



年齢の近い法科大学院生と交流しつつ、出院前に法教育に接することができるのは大変意味があるのかなと思っております。

他方で、法科大学院生にとってのメリットとしましては、少年たちにも理解してもらえるよう授業を企画する経験というものがあります。1つの教材をつくる過程がまさに自分たちの班の中で自分の意見を伝え、相手の意見を聞き、よりよい教材をつくっていく、その過程そのものが法教育の実践なのかなと思ってます。また、人に教えるためには、自分たちが真に理解していないといけませんので、そういう経験が日頃の学習にもフィードバックされていくのかなと思ってます。

今後の展望につきましては、持続可能な活動の在り方が最大の問題となってくるのかなと思ってます。当団体は大学とは直接関係ない任意団体です。この任意団体のメリットとしては、活動の機動性が高いことや、本来の授業とは直接関係ないものなので、真にやりたい人、やる気のある人が集まるのかなと思ってます。

他方でデメリットとしては、まさに持続可能な活動が困難なのではないかということが挙げられます。昨年は20名いましたが、今年はその半分の人数しか集まりませんでした。単年度の実施というのは巡り合わせがよければ比較的容易に実施できるのかなと思ってます。これはまさに時の運と言いますか、その要素が強いかনাと思ってます。しかし、単年度の活動を毎年繰り返す、しかも一定のクオリティを持って繰り返していくというのは、システムをしっかりとつくっていかないと困難なのではないかと思ってます。この点で、東大法科大学院の出張教室は今年で10期目ということなので、参考にすべき点が多々あるように感じています。

デメリットの先ほど言った持続可能な活動の困難性の解消としては、一つ大きなものは法科大学院の正規のカリキュラムに取り込むことが考えられるのかなと思ってます。この最大のメリットは、我々法科大学院生は2年ないし3年しか大学にいませんので、どうしても活動が単年度化していくので、それが中心となっていく教員に集約していくことによってノウハウがどんどん積み上がっていくことによって、よりよいものができていくのかなと思います。また、単位が出るということになれば人も集まるのかなと思います。カリキュラムへの取り込みについては、國學院大学の法科大学院での取組を耳にしましたので、その点についても参考になるのかなと思ってます。

他方で、任意団体として残す場合の在り方としましては、他の学生団体との連携の強化が考えられます。人数不足が問題となりますので、それを補うように他の学生団体と相互にフレキシブルに融通ができるようになればいいのかなと思ってます。そのためにはネットワークをつくるのが大事だと思いますが、現在、当団体と東大法科大学院の出張教室との間でネットワークづくりの合意ができていまして、それに基づきまして全国の学生団体でネットワークをつくらうということで、メーリングリストの作成まではいったのですが、今後もうちょっと発展させていかないとনাと思っている次第です。

我々からのお願いとしましては、推進協議会の皆様をはじめ法務省の方々には、少年院での法教育は我々にとって本当に貴重な機会でした。矯正教育の現場を知ることは将来へのモチベーションの向上にもつながりますし、我々が経験したことのない立場にいる人たちに教える、どうやったら伝えられるのかということを考えるのは、真に我々が将来実務法曹となって活躍するに際して考えていかなければいけない、その力をつける場になるのかなと思っ

ています。カリキュラム化は我々ではできませんので、この点について関係省庁への働きかけをお願いしたいと思っています。

少年院側へのお願いとしましては、法務省へのお願いとも重なってくるのですが、少年院での活動は座学では知ることのできない矯正の現場を見ることができるという点で、法科大学院生にとって本当にインパクトの大きいものになっています。ただ、先ほども申しましたように、一定のある1年のある時期にいる出院準備期の少年しか授業ができないというのは公平性からも問題かと思いますので、年に何回か継続して活動ができるように、少年院側のカリキュラムへの取り込みということもお願いしたいなと思っています。そのためにも教材の充実が課題になってくると思いますが、この点についても我々のほうで考えていかなければいけない問題かなと思っています。

最後に、当団体の活動は様々な先生方に支えられています。また、授業の場を与えていただいた法務省及び多摩少年院の皆様、また、今回貴重な発表の機会を与えてくださったことに改めて感謝申し上げます。御清聴ありがとうございました。

笠井座長 ありがとうございます。

それでは、今の御報告について御質問等、委員の皆様からお願いできればと思います。

磯山委員 今、最後に触れていただいた教育のカリキュラムへの取り込み方という話ですけれども、この少年院で実施されているほかの学びの機会と紹介していただいたこの実践との関係はどのようになっているのか、教えていただけますか。

中大法科大学院渡邊氏 我々が現場の法務教官から伺っていたのは、出院準備段階での講演であったり、いわばカリキュラムはスケジュールが非常にタイトに組まれているのです。その中で我々は特別に少年院外からの講演を空けていただいて、今回取り組ませていただいたということなのです。そういった形でいわば特例的に行うと。今年も多摩少年院では我々が法教育の授業をさせていただくことが予定されているのですが、恒常的な形で受け入れていただくという形にはまだなっていないので、そこのところを今後どうしていくかが課題であると我々としては感じているところです。

磯山委員 ほかの場面でどのようなことを学んでいるかというような聞き取りはされたのですか。

中大法科大学院渡邊氏 具体的なところまでは。我々としてもあくまで一般的なところで伺っているだけです。ただ、先ほども申し上げたとおり、少年院の少年たちが話し合いに積極的に加わってくれたのですね。と言いますのは、日頃、少年院で1時間テレビを見る時間があるのです、夕方とか。そういうときにどのテレビを見るかというので自由に話し合いをしてもらう機会を法務教官のほうでは設けているようなのです。そういった形での話し合い、あるいは、少年院外の方からの講演を通じて一方的な垂直的な教育以外の、なるべく広い視野を培おうというところで配慮をされていらっしゃるようではあるのですが、細かい部分についてはちょっと知りかねるところがあります。申し訳ないです。

磯山委員 ありがとうございます。

高橋委員 そもそものところなのですけれども、任意団体ということで、皆さん授業の中でベーシックに法教育を学んだことがきっかけでこういうことを始められたのか、それとも、皆さん独自で法教育の必要を感じて始められたのか、その辺はどうなのでしょう。

中大法科大学院正田氏 その点につきましては、個人的な話で恐縮ですが、私は金沢大学出身

でして、金沢大学時代に野坂先生という法教育を専門にやっていたら、弁護士の先生とともに法教育を行う活動をしていまして、その経験があつてロースクールに入ってきて、ロースクールに入ったときに東大の出張教室を知っていましたので、ロースクール生が行う意義は大きいのではないかなと思ひまして、自発的に私のほうから声をかけて活動が始まったということです。

高橋委員 普通の授業の中で法教育に触れる場面というのはカリキュラムの中ではないということですか。

中大法科大学院正田氏 ないですね。

江口委員 例えば、授業を充実させるためには、任意団体というよりも、大学院の学生、教職大学院の連中と一緒にコラボしてやってみよう。実は僕も東京学芸大学の大学院と行くのだけれども、法律の知識が足りないものだから、法科大学院の連中がいたほうがいいよねと思うときもあるので、実質的な形で進めていくというのは今後どの領域でも必要になるのではないかという直感があります。

中大法科大学院正田氏 そうですね。我々は法律を専門にやっていますが、教育的な観点がちよつと弱いのかなというのがありますので、その連携はとっていかないといけないと思ひつています。ただ、法科大学院のいいところは、教育をやってきた人もロースクールに来ているので、当団体でも昨年は教職を持っている人も何人かいましたし、塾で何年も教えているという人もいましたので、そういうのが合わさつて法律的な視点だけではなく教育的な視点からも教材がつかれるというのが、法科大学院生が法教育に関わるメリットなのかなと思ひつております。

村松委員 忙しいロースクール生がこれだけのことをやられているのはすばらしいなと思ひました。弁護士なのでちよつと先輩面して話をさせていただくと、実施された授業の中の、別紙1の2枚目、「用意する資料」というところで事案が書いてありまして、最後から2行目のところで「全員で長く生き残るためにはどのように分けたいでしょうか」と書いてあります。僕の感覚からすれば、「全員で長く生きる」、「みんなとともに生きていく」のだという価値をここで出してしまふのではなく、この価値自体をまずは前提として考えさせたほうがいいような気がするのです。それが少年院の矯正教育の目的にも沿ってくるのだらうと思ひます。最初から価値を与えるのではなくて、まず前提となる価値はこうだよねと自分たちで出させた上で、具体的にどう配分しようかと。その実践でさらにその価値をゆさぶつていく。そういう組立てのほうがいいのかという気がしました。

同じような発想から契約について言うと、指導案を見ていくときちんと触れられているのだらうなと思ひたのですけれども、この事例を解かせるのが問題ではなくて、事例を通じながら約束を守ることが何で大事なのか、それを法学部生ではなくて、一般の人たちが腑に落ちるような説明ができるのかどうかポイントなののだらうと思ひます。そういった形で取り組んでいただくと、次年度以降もやられるということですから、いいかなとちよつと思ひました。

中大法科大学院正田氏 大変参考になる話をありがとうございます。参考にさせていただきます。

小野寺委員 村松委員のお話の続きというか、つながっているお話なのかなという気もするのですが、今日の御説明を伺つていますと、今回の少年院での取組のメインの目的というんで

すか、ねらいが、話し合うことの大切さというところにかなり力が入っておられて、なるほどという気はするのですけれども、他方、話し合うことがメインになっている。そうすると、先ほどあった価値の話をどういうふうに考えてもらうのかと、この辺とのかねあいというのでしょうか。今回は話し合いのほうに力がいったということなのかもしれませんけれども、その辺は準備をする中で何かお考えになられたりとか、こうしようというお話はなかったのでしょうか。

中大法科大学院渡邊氏 まさに先ほど村松先生から御指摘いただいた部分ではあるのですが、先ほどの「用意する資料」の下の部分で「全員で長く生き残る」、この辺の表現に落ち着いたところが、最初のうち我々のとっていた表現が「生き残る」とか、我々としても無意識に「全員で長く生き残る」と、無意識にその価値を選びとっているわけですが、それを意識化していく作業を準備過程でかなり繰り返していったのです。

確かに少年院の少年たちが社会に出ていって一番困るだろうというところを、自分の持っている、誰でも無意識に価値を有しているわけですが、それが社会に出ていったときに無意識に持っている価値というのは、いわば挫折してしまう部分があると思うのですね。その中で意識的にそうした価値を選択していく過程をどれだけ採り入れられるか。先ほどの「長く生き残るために全員で」の部分もそうですけれども、そういったところを採り入れていけたらというのが、我々としても来年の課題としてあるのかなと感じております。

笠井座長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、これで議題（２）についての質疑応答を終わらせていただきます。大変有意義な取組をされておられまして、法科大学院の学生の皆さんにとっても、訪問を受けた側の皆さんにとっても、非常に貴重な機会であったかと思えます。こういった取組については、私たちとしても大変参考になるものでありまして、今後の議論にも活かしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、時間が押して、もう既に予定の時間をオーバーしておりまして、恐縮ですが、ここから残りの議題であります。議事の順番を変えまして、まず中学校における法教育の実践状況に関する調査研究について、それから、次に法教育に関する小学校向けの教材の冊子化プロジェクトについて、そして、法教育懸賞論文コンクールについて、これらについてまとめて協議したいと思います。

まず、法教育普及検討部会での検討状況について事務局から御説明をお願いいたします。

佐久間官房付 議事次第の順番を若干無視した形で説明させていただきますが、今、座長が申し上げた順番で御説明いたします。

まず資料５を御覧ください。昨年度の小学校に引き続き、今年度は「中学校における法教育の実践状況に関する調査研究」を実施することとしております。事前に委員の皆様方にも御意見を伺って作成しております調査票を中学校へお送りして、アンケートに答えていただくというものです。夏休みの期間に答えていただくため、7月の末頃には発出するという予定にしております。

次に資料４を御覧ください。法教育に関する小学校教材の作成については、小学校向け法教育教材の冊子化プロジェクトを立ち上げております。これは、昨年度実施した小学校における実践状況調査を踏まえ、小学生向けの教材を作成するプロジェクトです。部会で検討した結果、小学校で使いやすいイラストなどを使った教材が必要なのではないかということに

なり、資料4にあるとおり、これまでに法教育推進協議会において作成された小学校向けの教材を更に使いやすく改訂した上で冊子化することといたしました。かつて、この教材づくりに御協力いただいた先生方、例えば梅田比奈子先生や、木村夏子先生、本日御出席いただいている文部科学省の樋口委員に御推薦いただいた染谷先生、池田先生などに御協力いただきながら、本年度中に作成して小学校へ配布する予定としております。

次に、法教育懸賞論文コンクールについては、去る5月14日に開催された法教育推進協議会法教育普及検討部会において今年度も引き続き実施することとされました。そこで資料3の応募要領(案)を御覧ください。今年度はテーマを「私とみんなの法教育」といたしました。これは受け手側の児童や生徒の受け止め方も聞いてみたいという趣旨から、法教育の授業を受けた児童・生徒がどのような感想を持ったか、どのように発達したかがわかるような感想文を1通以上添付してもらうこととしたものです。

応募の締切りは11月29日の金曜日、平成26年1月末に論文審査のための部会を開催し、2月に表彰する論文を決定する法教育推進協議会を開催、そして、3月に表彰式を行う予定としております。今回の表彰式では法務大臣による表彰状授与を予定しております。表彰式には論文作成者のほか、添付された感想文を書いていた児童や生徒の代表の方1、2名にも御出席いただく予定としております。

法教育普及検討部会の検討状況は以上でございます。

笠井座長 ありがとうございます。

以上の3つのテーマがありますけれども、いずれも法教育普及検討部会で議論したことに基づいております。委員の皆様方から、どの点についてでも結構ですので、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

江口委員 最初に言われたアンケートのところ、小学校とのバランスで頑張っ1,000ぐらいは取ってほしいというのが一つ。

それから、これは樋口先生にお願いしたほうがいいと思うのですが、歴史教育とか地理教育の中にも間違いなく法に関係する部分があって、そこをどういう形でアンケートの中に反映させるのか。ちょっと微妙な問題はありますけれども、樋口先生を通して、調査官同士でこのぐらいは聞いていいよねという形で落としていくという形でやっていくと。やらないと、土井先生が言われたような道徳の拠点みたいなものは出てこないのですよ。現代の道徳という議論になると法でいいのではないのかという議論になってくるわけです。何が拠点なのかということになってくるから、その辺り樋口先生に頼んでください。

樋口委員 江口先生への直接の返答ではないのですが、地理的分野、歴史的分野については、直接的に法教育の充実が学習指導要領上明記されたわけではございません。したがって、ほかの例えば特別活動とか総合的な学習の時間などと同じような形で、「地理的分野あるいは歴史的分野において法教育に関する学習指導を行っていますか」というような聞き方であれば可能なのかということは考えております。ただ、その場合にそのような形で意識されて実践されている先生が幾らいらっしゃるかというのは、まさにアンケートをとってみたいとわからないというところはあるかと思えます。

笠井座長 ほかに、ほかの点も含めていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何かありますか。

佐久間官房付 付け加えることはございません。

笠井座長 それでは、以上で質疑応答等を終わらせていただきますが、そのほかの点について、事務局からの御報告をお願いできますでしょうか。

佐久間官房付 では、法教育シンポジウム in 札幌について御報告いたします。資料6を御覧ください。

法教育シンポジウムは、法テラス及び日弁連が中心となって企画を練っておりまして、今年度は札幌、広島、熊本で開催される予定となっております。札幌では、ここにございますチラシにありますように、8月25日、日曜日に開催されることになっております。広島、熊本については、日程も含めて目下調整中と伺っております。

この件について中井委員から若干補充があるのかなと思いましたが、もう退出されましたので、札幌あるいはほかの企画についても御質問があればこの場で承って、私のほうから中井委員に引き継いで回答をいただくことにします。

笠井座長 ありがとうございます。

そのほか、特に委員の皆様からこの機会にということでは何かございますでしょうか。

村松委員 机上に第7回高校生模擬裁判選手権の大会概要を配布させていただきました。毎年この協議会でも御案内させていただいておりますのが、本年度も最高裁判所、法務省、検察庁の共催をいただきまして、高校生模擬裁判選手権を開催いたします。昨年との違いは、今年は中部・北陸大会というのを新たにつくりまして、福井地裁で開催するということです。少しずつですが、参加の輪が広がっているところであります。

開催日時は8月3日です。関東大会は従前どおり東京地方裁判所と弁護士会館、関西大会は大阪地方裁判所と大阪弁護士会館、四国大会は今年高知の地方裁判所で行います。それから、中部・北陸大会が福井地方裁判所で行います。この観戦は無料です。

ちなみに、大会は朝10時に開会式で、終了予定時間は午後5時前を予定しております。夏の暑い時期ですけれども、高校生たちが一生懸命考えていろいろな視点で議論をしておりますので、お時間のある方は足をお運びいただければと思います。ありがとうございます。

橋本委員 法教育の研究をこの間ずっとやってきていて一つ見落とししている部分があって。特別支援の子どもたちに対する法教育が研究的にもなされていない状況があると思っております。ぜひこの推進協議会の中でも特別支援の子どもに対する法教育についてもっと目を向けた取扱い方をぜひお願いしたいと思っております。

笠井座長 今の橋本委員の御意見につきまして、ほかの委員から何か補足なり御質問なりありますでしょうか。

では、今の御提案もございましたので、事務局とも相談させていただきまして、検討していきたいと思っております。どうもありがとうございます。

司会の不手際で時間をオーバーしてしまいましたけれども、本日の議事はこれで終わらせていただきます。

次回の日程につきましては、追って事務局からお知らせいただくことになっております。

それでは、どうもありがとうございました。

—了—